



輸出入回轉基金委員会設置の件(案)

(昭三、八、一八 經本)

一、輸出入回轉基金設置に伴う輸出入計画、産業別生産計画、原材料資材配分計画等の立案に当らしめるため安定本部内に臨時に輸出入回轉基金委員会を設ける。

二、輸出入回轉基金委員会は左の如きものをもつて構成する。

- 委員長 安定本部総務長官
- 副委員長 〃 〃 総合調整委員会副委員長
- 委員 第一副長官
- 委員 安定本部 官房長

- 貿易局長 一人
- 生産局長 一人
- 動力局長 一人
- 生活物資局長 一人
- 運輸局長 一人
- 財政金融局長 一人
- 物價局長 一人
- 物價廳 一人
- 大藏省 一人
- 商工省 一人
- 貿易廳 一人
- 農林省 一人

食糧管理局 一人
 厚生省 一人
 運輸省 二人
 外務省 一人
 終戦連絡部 一人

三、輸出入回轉基員(金庫)會幹事は左の如くを以て構成する。

幹事長 經濟安定本部貿易局長
 同補佐 官房次長
 幹事 官房關係課長
 貿易局次長
 貿易局次長

〃 貿易局關係課長
 〃 生産局次長
 〃 關係課長
 〃 動力局次長
 〃 關係課長
 〃 生活物資局次長
 〃 關係課長
 〃 運輸局次長
 〃 關係課長
 〃 財政金融局次長
 〃 關係課長
 〃 物價局關係課長

貿易廳 關係課長
商工省 〃
農林省 〃
食糧管理局 〃
大藏省理財局 〃
厚生省衛生局 〃
運輸省 〃
外務省 〃
終戦中夫連総部經濟部 〃

裏面白紙